

## 4 経営革新計画について

### 概要

中小企業経営強化法に基づき、中小企業が、新たな事業活動に取組み、経営力の向上を図るために策定する「経営革新計画」の承認申請を受け付けています。

### 経営革新計画の承認に基づく主な支援策

- 1 低利融資 千葉県制度融資（挑戦資金）  
日本政策金融公庫や商工組合中央金庫が行う低利融資
- 2 信用保証 信用保証協会が行う別枠保証及び保証限度額引き上げ
- 3 販路開拓 千葉県が行う市場開拓助成  
中小企業基盤整備機構が行う販路開拓コーディネート事業
- 4 その他 千葉県が行う高度・成長研究開発助成

※支援制度については、千葉県ホームページの「経営革新計画について」の「3. 経営革新計画の承認に基づく主な支援策」を御覧ください。

### 経営革新計画の申請承認手続

千葉県において経営革新計画の承認を受けるためには、下記のリンクの内容に沿った手続が必要です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/guide.html>

### 問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班  
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1  
TEL : 043-223-2712

## 5 政府系金融機関の融資制度

### 概 要

中小企業の皆さまの資金ニーズに対応する長期固定金利の融資を取り扱っています。

(参考)

- 国民生活事業は、個人企業や小規模企業を主な対象としており、融資残高の平均は約820万円です。(短期の運転資金も取扱可能です。)
- 中小企業事業は、中小企業を主な対象としており、融資残高の平均は約1億3,000万円です。(短期の運転資金は取扱できません。)

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

### 問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫(略称:日本公庫)

※支店の窓口までお問い合わせください。

## 6 信用保証制度

### 概要

千葉県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業に必要なお金を借りる際、「公的な保証人」となることでお金を借りやすくなるようサポートする機関です。

地域経済を担う中小企業の皆さまを金融と経営の両面からサポートする様々な支援策をご用意しています。



<https://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/>

### 金融支援

中小企業の皆さまの様々な資金ニーズに応じた保証制度をご用意しております。

#### <主な保証制度>

創業関連保証	個人による創業および新たに企業を設立して行う事業に必要な資金の調達を支援する保証制度になります。
小口零細企業保証	小規模事業者への安定的な資金調達を維持することを目的とした保証制度になります。
事業承継特別保証制度	政府が策定した「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」において、「事業承継時における経営者保証を可能な限り解除することを後押ししていくために、一定の要件の下で経営者保証を不要とする制度になります。
モニタリング強化型特別保証制度	事業資金の資金調達を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、モニタリングを通じ、経営支援等による経営力向上、経営改善を目的とした制度になります。

### 経営支援

当協会をご利用いただいている皆さまのライフステージに応じて経営相談や専門家派遣などの経営支援を原則無料で行っています。

#### ● ワンポイントアドバイス

中小企業診断士等の専門家を最大5回まで無料で派遣し、個別の経営課題を絞ってアドバイスを実施します。

#### ● 経営改善計画策定支援

中小企業診断士等の専門家を最大8回まで無料で派遣し、複数の経営課題に対し、経営改善計画の策定を支援します。

### 問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

TEL：043-221-8111

## 7 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

### 概要

この制度は、取引先の倒産や災害その他突発的事由等により影響を受けた中小企業者が経営の安定に必要とする資金について行う保証制度です。

<https://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/sn>

ご利用いただける方	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
保証限度額	2億8,000万円以内(6号の場合は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円以内
資金使途	運転資金ならびに設備資金
保証期間・返済方法	●保証期間 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む)  ●返済方法 分割弁済
信用保証料率	年0.80%(1～4・6号認定)年0.68%(5・7・8号認定)
連帯保証人	必要となる場合があります。
担保	必要に応じて徴求します。
貸付利率	金融機関所定利率

### 問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

本店保証部 TEL：043-221-8111

松戸支店保証課 TEL：047-365-6010

## 8 中小企業成長支援ファンド

### 概要

投資ファンドへの出資を通じて、ベンチャー、中小企業者の方々へリスクマネーを提供し、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援します。

[https://www.smrj.go.jp/supporter/fund\\_investment/index.html](https://www.smrj.go.jp/supporter/fund_investment/index.html)

#### ● 事業概要

中小企業者の方々に対する投資事業を行う民間機関などとともに投資ファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、中小企業者への資金調達の円滑化と踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を通じて、ベンチャー企業や既存中小企業の新事業展開の促進または中小企業者の再生を支援します。ファンドの運営（個別企業への投資）は、各投資会社が行います。

※中小機構が中小企業の方々へ直接投資を行うものではありません。

#### ● ファンド出資事業の種類

中小機構のファンド出資事業には、投資先となる企業に応じて以下の3種類があります。

1. 起業支援ファンド
2. 中小企業成長支援ファンド
3. 中小企業再生ファンド

#### ● 参考情報

エクイティ・ファイナンスの利点、留意点や活用に向けたポイントについては、以下をご覧ください。

エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイダンス

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/equityfinance/guidance.html>

### 問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構） ファンド事業部

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1672

## 9 千葉県の中企業向け融資制度

### 概要

県制度融資は県内の中企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/>

県制度融資は、千葉県内で事業を行う中企業者（個人、会社、NPO 法人、組合等）の方、及び新規創業される方が対象です。

ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を一年以上引き続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後 5 年未満までの方が対象となります。

### 問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL : 043-223-2707

## 10 中小企業投資促進税制

### 概 要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者などが平成 10 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間内に新品の機械装置などの取得または製作をして、国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm>

※制度の概要については、下記もご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html>

### 問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル [TEL:0570-00-5901](tel:0570-00-5901)

中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821